慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	巡回裁判と陪審制度
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.3 (1919. 3) ,p.277(1)- 295(19)
JaLC DOI	10.14991/001.19190301-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190301-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

（廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む）

洋服界の權威

クレープネット
金三十三圓ヨリ

流行のスタイル

優秀のテーラーリング

洋服各種陳列

東京デパートメントストア

小兒洋洋
各種陳列
東京デパート
神田
神保町角
電本三二四一

三田學會雜誌 第十三卷 第三號

論說

巡回裁判と陪審制度

占部百太郎

一

余は本誌前々號にノルマン王朝の下に於ける英國裁判制度草創時代の事を說述したるが、英國の司法機關をして今日見るが如き完美の域に達せしむるに最も與つて力ありしは、ヘンリイ二世に外ならず。即ちヘンリイ一世は英國の裁判制度の基礎工事を施こせしのみに過ぎざりしが、彼の孫は更らに柱を建て、壁を塗り

瓦を葺きて兎に角上棟の式を擧げしなり。爾餘内部の普請及び裝飾を加へ、疊建具を施こしたるは、後世の英主若くは法律大家の功業に歸す可しと雖、英國の裁判制度に今日の形體を與へしは、取りも直さずヘンリイ二世の偉業にして、彼の他方面に於ける幾多の經歷を沒却するとしても、單に此の一事のみを以てして、優に英國史上名君たるの要求を有する者と稱す可し。而してヘンリイ二世が英國の裁判制度を確立せし功業は、巡回裁判と陪審制度とを連絡せしめたるに在り。然らば下に述ぶるが如く、元來英國固有のものに非ずして、歐羅巴大陸より輸入せられたる制度なるにも拘らず、最も英國に於て巧みに行はるゝ此の陪審制度と、今日尚ほ英米裁判法の特色とせらるゝ巡回裁判とは、如何にしてヘンリイ王に依て連結せられたるや、是れ余の下文に於て説述せむと欲する主題なり。

二

巡回裁判の起原に就ては、既に本誌前々號「ノルマン朝の裁判制度」に於て些か説く所ありしも、記述の便利上更らに概説せむに、此の制度が課税徴收を以て其の主要の目的とせし事、決して疑を容る可らず。然るにアングロ・サクソン王朝は各地に割據して覇權を爭奪せし所謂七王國を統一して成りしものなるが故、裁判法の統一などは到底庶幾す可くもあらざりき。何となればウェッセックスに征服せられしマーシアもノーザンブリアもイースト・アングリアも其他の小邦も、セルディック家の正朔を奉せしに拘らず、是等各州（即ち舊王國）に發達せし自治制度は既に鞏固なる基礎を成し、隨て各自裁判制度の如きも中央政府の一令に依て變革せらる可くもあらざりければなり。アングロ・サクソン時代に於て國王親から各地方を巡視せしは、即ち臣下より收入、主として罰金（註一）を獲得せむが爲なりし外、直接臣下の訴訟を裁判して、國法の統一を圖らむとの目的に出でたりしなり。ノルマン王朝に至て、國王の巡視復た以前の如くならざりしも、王政廳（Curia Regis）とは必ずしも一定の場所に固着したるものに非ずして、國王の到る處王政廳（或は王法廳）在りとせられたるを見ても、國王の裁判の巡回的なりしを察す可し。一方に於て國税の徴收が課税の目的たる物件に對する權利の爭ひ或は課税評價の不公平等より司法上の問題を惹起すに至り、大藏省の財務官は忽ち一種の裁判官たるに至れり。是に於てか、財政と司法とは、其の間離る可らざる關係を生ぜしが、巡回裁判官（Itine-

rant Justices）の設置は即ちかゝる兩者の必要に應じて發達したるなり。ノルマン王朝に至て、中央政府の組織稍〻整頓するに從ひ、國務漸く繁劇に赴くと共に Justiciar（當時の宰相、今の王座裁判所長）國王に代つて其の配下の裁判官を引率して、各州裁判所を巡回し、比較的重大なる裁判事件を判決せし外、課税の評價を監査し、之に關する爭議を判決したりき。此の如くして古來の地方裁判所とノルマン朝の中央行政制度との最初の連鎖たる巡回裁判制度は發生したりしなり。是等中央裁判官の巡回は「正理の獅子」と呼ばれしヘンリイ一世の治世に復興せりと雖、之を正規なる英國裁判の制度たらしめしは、正しくヘンリイ二世の治世に在りしなり。

（註一）當時國王は國費の不足を補はむが爲、刑罰にも體刑を加へずして、罰金を課したりき。罰金は實に國王が正理 Justice の代價として徴收せし收入の最も大なる財源なりき。身分によりて『殺人贖金』に等級を設けし如き、如何に當時代の國王が罰金を重もなる財源と見しかを察す可きなり。

三

ヘンリイ二世は巡回裁判をして英國の正規なる司法機關の要素たらしめしのみならず、又實に英國今日の陪審制度の創立者なりと稱するを得べし。何となれば王の治世以前にても、國王の權利に關係する事件、及び政府が特に開廷したる裁判事件には、屢〻陪審官を利用したれども、私人間の訴訟に此の制度を用ひし事は、極めて希有の例に屬すればなり。ヘンリイ二世が英國の司法制度に施こせし改革は多方面に亘れども、彼の功績の著大なるは、ノルマン王朝より傳はりたる陪審制度を司法機關の一部分として、規則正しく陪審官を裁判事件に參與せしめたるに如くものあらざるなり。ヘンリイ二世が陪審制度を確立し、此の制度と巡回裁判との連絡を整へたる功業を叙述するに方つて、少しく彼の人物、境遇並びに以上の二制度と多少關聯したる彼の他の方面に於ける經歷を説明するの要あり。

ヘンリイ二世（一一一、五四―一一八九年）は英國の建設者として或はウィリアム「戰勝王」にも劣らざる地位を占む可き人なり。スタッブス曰く「ヘンリイ二世は各自個性の不滅なる印象を英國憲法の上に留めし三大王の第一人なり……三人の王が活動せし事物の狀態は、何れの場合に於ても個人的性格の印象を明白に且恒久的ならしむ可きものなりき」と（註二）。彼は英語を解せざる外國人にして其の一生の大部分を英海峽の彼岸に費し、常にプラバント人等の傭兵に圍繞せられて攻

城野戰を事とし、兵馬倥偬の間隙を偸み、倉皇英國に歸來しては、スティヴェン王の治世に紊亂せられたる社會の秩序を回復し、頽廢せる國家の綱紀を振張し、以て祖父ヘンリイ一世の創設せし法治國たる英國の基礎を確立するに力めたりき。「ヘンリイの政略の全範圍は惟り法律の統治を確立するのみならず、凡ゆる階級の人々を同一法律制度の前に平等の狀態に置くに在りき」(註三)。而して外國人たるヘンリイが終生英國人に歡迎せられ、其の支持を得しは、彼が母系を通じて英國王系の出に繋るに因るも、畢竟彼が歐大陸に於ける廣大なる帝國の君主たりしが故ならずむば非ず(註四)。

ヘンリイ二世の根本政策はウィリアム「戰勝王」及びヘンリイ一世と均しく、封建諸侯及び僧侶の權力を壓抑して、中央政府の基礎を確立するに在りき。彼が即位匆々ヘンリイ一世の『自由の憲章』(Charter of Liberty) を確認したる勅許狀を發布したるも、ヲリングフォルド條約を勵行して所謂『不正城塞』(adulterine Castles) を破壞したるも兵役免除稅 (Scutage or Shield-money) を課して諸侯より兵を徵する事を避けたるも、皆王の中央集權政策を證明して餘りあり。然もヘンリイ二世の政策を最も雄辯に語るものは、『クラレンドン憲法』(Constitutions of Clarendon) なりとす。ウィリアム「戰勝王」は其の英國征服に方つてヒルデブランド(法王グレゴリオ七世)に負ふ所ありしかば、之に報ひむが爲、羅馬法王の要求に應じ世俗裁判所より教會裁判所を分離せしめたり。此の分離に伴ふ必然の結果として、二種の法律制度の施行せらるゝを見たりき。即ち世俗裁判所にては、英國の習慣法行はるゝに、教會裁判所にては主として歐大陸に流行せし羅馬法を採用したりき。併かのみならず、教會裁判所にては死刑を課することなかりしが爲、僧侶以外俗人の之に依賴する者漸く多きを加るに至れり。ヘンリイ二世は即ち是等不統一の弊害を匡正せむが爲、一一六四年一月クラレンドンに貴族及び僧正の會議を開催し、高壓的に拾六ヶ條の成文律を承認せしめたり。此の如くしてヘンリイは僧正等をして教會裁判所に對する英國王の至上權を承認せしめたりと雖も、最も此の『クラレンドン憲法』に對して不服なりしカンターベリー大僧正トーマス・ベッケットと國王との間に其後、國王の裁判所が教會裁判所を支配せむとの主張に關して數年間に亘る大論諍を招けり。其の結果としてトーマスはヘンリイの意を誤解したる四人の騎士の

手にカンターベリーの大伽藍内にて慘殺せられ、爲めに彼は忽ち殉道者の名聲を博せりと雖、ヘンリイは大體に於て中央集權の目的を遂ぐるを得たりき。

尙ほ『文藝復興』に先むじて最初伊太利に起りし『古代法律研究運動』(Legal Renaisance)とヘンリイ二世との關係を述ぶることを逸す可らず。所謂暗黑時代に於て伊太利のボロニヤを中心として曙光を放ちし古代羅馬法研究熱は第十二世紀の中葉頃佛蘭西に流行し來り、歐羅巴諸國の學生にして法律研究の爲、ボロニヤ或は巴里に笈を負ふ者踵を接するに至れり。單なる英國王に非ずして、是等歐大陸文化の温室たりしルーアン及びアンジェル諸都の領主たるヘンリイ二世が此の古代法律研究の復興てふ、國君たる地位より見て極めて價値ある思想を同化するの容易なりしや、固より怪むに足らず。英國憲法史上に於けるヘンリイ王の地位を認むるには、須らく先づ此の古代法律研究の率先者としての彼を考量せざる可らず。然り、ヘンリイが英國王として施設せし功業多方面なるが中に、最も多くの利福を後世に垂れしは、此の法律研究の成果を適用して、英國の司法制度に大革新を加へしに如くものある可らず。

（註二）Stubb's Constitutional History I p. 483

（註三）Hannis Taylor's Origin and Growth of the English Constitution I. p. 284

（註四）ヘンリイ二世は其父よりアンジョーとTouraineとを繼承し、其母の權利に依てノルマンディー及びメインを領有し、佛國王ルイ七世より離別せられて彼に再嫁せし妻エレアノルと共にPoitou, Saintonge, Auvegne, Périgord, Limousin, Augoumois, Guienneの諸地を得たり。「ピカルディの國境よりナヴアルの山脈に至る殆ど全西海岸即ち佛國の三分の一はヘンリイの權威を承認せりき。此の如くして其の領土の故を以て佛國王に臣事せし彼は其實臣下の誓を受けし佛國王よりも一層有力なる君主なりき。

四

余は今や陪審制度の本題に立還つて說述せざる可らず。英國憲法上の自由の障壁たる此の「最も民主的なる裁判制度」の起源は、學者によつて種々說を異にせり。是等の詳細に立ち入るは本文の目的外に屬するが故其の概要を擧げむに、或は此の制度の起原をアングロ・サクソン時代の『隣保々障法』(Compurgation)(註五)に在りと云ふ者、或はエドガー王の宣誓證人、エテルレッド王の十二人の年長貴士に出づと倣す者、或は州及び聯合邑(hundreds)の自由民全體が地方裁判所に出席して裁判せ

しに基因すと稱する者等各自主張する所あれども、最も信憑す可き說は、カロリンジャン王朝の習慣がノルマンディーを經て英國に輸入せられたりと云ふに在るが如し。兎に角下の二點は極めて明白にして疑ふ可らず。(一)陪審制度即ち『宣誓したる承認者の裁判制度』(System of Inquest by Sworn Recognitors)はノルマン征服後直ちに初めて英國に見はれたり。(二)此の制度は州裁判所(州議會)從來の裁判法と密切に結合して行はれしが、然も陪審制度の進展したる形式は全然英國的なりしなり。故に英國の陪審制度は縱令歐大陸より輸入せられたりとするも、英國固有の制度とアングロ・サクソンの國民性とに陶冶按排せられて、全然換骨脫胎して原形を止めざる英國特有のものとなりしなり。而して宣誓したる承認者の裁判とは、詳言すれば、地方自治團の證明を代表し、而して國王を代表する官吏に依て召集せられ、檢査せらるゝ公平にして偏頗なき證人の團體の宣誓に依て裁判事實を發見するの謂なり。

ハンニス・テーロアはアングロ・サクソン時代の裁判方法を數へて(一)隣保々證法(二)證人(witnesses)(三)證據書類(documents)(四)試罪法(Ordeal)と做せり(註六)。然るにノルマン征服後、上述の如く、歐大陸の裁判制度輸入せられたり。其の一は『決鬪裁判法』(Trail by battle)にして、こは騎士判官に任じ、原告被告兩造を召喚して訟廷に於て決鬪せしめ、勝負に勝ちたる者は即ち訴訟にも勝ちしなり。其は決鬪の勝者は正しき者なるが故、神は彼に勝利を與へしと思惟せられたるに因る。今より之を觀れば亂暴極まる裁判法なりと雖、フランク民族と同種族なる獨逸人の間にも此の種の野蠻なる裁判法の行はれしは、might is right の思想が今尙ほ獨逸民族の間に勢力を有するを看ても明白なり。

次にノルマン流の陪審制度とは、取調中なる裁判事件の眞實を親しく知れる者の一團を選び、宣誓の上證明せしむる裁判法を謂ふ。ウィリアム「戰勝王」が夫の史上に有名なる『土地測量簿』(Domesday Book)を編製するに方つて、各村落に就き、村僧村長及び六名の村人の宣誓に基きてノルマン征服前後に於ける土地の價格、土地保有の性質、借地人の義務、其他土地に關して詳細なる取調を遂げたるは、取りも直さず、財政上の目的にノルマン流の陪審制度を適用したるものに外ならざりき。ヘンリイ二世は即ち司法上の目的に向つて此の制度を利用して、『大陪審制度』

(Great Assize) を創立したりき（註七）。

大陪審制度とは、例へば土地所有權に就て爭起りたる場合、爭訟者等は從來の遲延勝にして兎角正邪を判別し難かりし決鬪裁判法に依らずして、其の訴訟をば、原被兩造が選びたる四人の騎士に依て更らに選出せられたる拾貳人の騎士の一團體の判定に任せむことを要求す可し。此の如くして選擧せられたる拾貳人の騎士等は巡回裁判官の前に出頭して、親しく知れる事實上の知識よりして、爭訟者の何れが係爭中なる土地に對して所有權を有するかを宣誓の上證言する一種の裁判法なり。是等の陪審官 (jurors or recognitors) は證人の提示したる證據を取調べる事實の判官としてに非ず、唯だ證人として召喚せられたる者なれども、當時は未だ事實問題と法律問題との區別嚴正ならざりしかば、彼等は事實に就て發言せしのみならず、權利に關しても亦發言せしなり。『横領』(disseisin) 罪の場合にも以上と同一の裁判法適用せられしが、唯だ異なりし點は、拾貳人の陪審官が四人の騎士に選ばれずして、州奉行の手に選ばれ、而して上の場合に於けるよりも、陪審官が一層證人として、即ち近隣に住居して事實を知れる者として召喚せられしに在り。

（註五）三田學會雜誌本年一月號四頁參照

（註六）Harris Taylor : The Origin and Growth of the English Constitution. I pp. 321-2

（註七）メートランド曰くヘンリイ二世がノルマンの制度を參酌して、英國古代の裁判法を復活せしめ之を改革したるは國王の權利殊に財政上の權利を擴張せむ事が其の主要なる目的にして之に依て罪惡を發見し、制遏する事は寧ろ附隨の目的なりしなりき。(Matland's Constitutional History of England. pp. 127-8)。

五

所謂『宣誓したる承認者の裁判』は最初民事にのみ適用せられたるが、後漸く刑事にも適用せらるゝに至れり。詳に之を云へば、最初は一定の事件にのみ、國會にて立法の上、適用せられし此の陪審制度は其の利一般に認めらるゝに從ひ、本來立法の範圍を超越して、後には立法の手續を經ずして、國王より此の裁判法にて裁判せらるゝ權利を買ふ者、漸く多きを加ふる至れり。刑事上の場合に此の陪審制度を適用せしは、ヘンリイ二世が一一六六年發布せし『クラレンドン勅令』(Assize of Clarendon) に起因せり。『クラレンドン勅令』とは巡回裁判の爲地方に赴く一般裁判官に與へたる二十二ケ條の訓令の謂なり。此の勅令は全體の裁判制度を新らしき

基礎の上に立てたりと云ふも決して過言に非ず。先づ最初の六ヶ條にて地方裁判所に於ける罪人の差出方法を規定せるが、罪人の差出には拾貳人の聯合邑陪審官之に當り、而して差出されたる罪人は種々の『試罪法』に依て審問せらる。是等の試罪法にて無罪證明せられ、併かも其人にして全隣保の不評判あらざる限りは、全然晴天白日の身となるも、若し隣人より指彈せらるゝときは追放の身となり、最初の便船にて英國王の領土を立去らざる可らず。其他の箇條には下の如き規定あり。中央の裁判官巡回し來りたる時には凡ての自由民は地方裁判所に列席せざる可らず。斯くて裁判官等は『隣保自由民善行保證の檢閲』(Review of frankpledge) 詳言すれば、凡ての人が相互の責任に對し、十人組に編成せられたるや否やを檢閲するに、裁判官として凡ゆる自由の權利を行使するなり。州奉行等は犯罪者を檢舉するに方つて、相互協力せざる可らず云々。『クラレンドン勅令』の規定の重要なる所以は、之に依てヘンリイ二世が巡回裁判官を以て、大諸侯にも單なる自由民にも齊しく善良なる政府を保持する義務を强制的に分擔せしむ可き恒久にして有效なる機關たらしめむと企圖せしに在り。大陪審制度は此の如くして確立せられたるが、現に行はるゝ大陪審制度(今は Grand Jury と稱す)がヘンリイ二世時代の陪審制度を直ちに繼承せること云ふ迄もなし。

一方に於て種々の『試罪法』は一二一五年の第四回ラテラン宗教會議に於て基督教國を通じて廢止せられ、英國に於ける刑事裁判の審問法としては、大陪審制度及び決鬪裁判法のみ殘存したりき。然るに決鬪裁判法は被害者側即ち原告人にして此の裁判法を要求するに非れば、適用せらるゝことなかりき。而して大陪審制度が完全に正邪を判別すること能はざる事件起りたる場合他に一種の方法は漸次發見せられたり。此の方法は『試罪法』廢止以前より既に行はれたるが、即ち拾貳人の陪審官の團體に依て得られたる證據をば更らに第二回の陪審即ち小陪審制度 (Petit Jury) に回附して審判せしむる事なり。然るに當時、人が自己の同意を與へざる以上、陪審官は之を裁判す可らずてふ一種の奇妙なる思想は主張せられたり。メートランド曰く「第十二世紀の終末に方つて、被告人は自分の一身をば自から國に託するに非ずむば、之を審問に附す可らずとの一定の說發生せり」と(註八)。即ち英國人は自己の裁判を國家に依託せざる事換言すれば陪審官の裁判を忌避

する事を得たりしなり。然し彼若し陪審官の裁判を拒絶するときは、何時までも拘禁せられざる可らず。此の困難を避けむが爲 peine fort et dure と稱する最も野蠻なる裁判法即ち日本の石責の如き重量の爲被告人をして漸次絶命せしむる方法採用せられたり。往々にして被告は最期まで事實を白狀せずして死することありしは、若し罪狀定まらずして死するときは、重罪犯人の場合に行はれしが如く遺族が財産を沒收せられて貧窮することなかりしが故なり。

尙ほ一事の注意す可きは、第十三世紀の陪審官は一の極めて重要なる點に於て近代の陪審官と相違せる事是れなり。「宣誓したる人々」は事實を認知し、而して親しく被告人を知れるより證言し得る者として選ばれしなり。即ち實際に於て彼等は證人にして且陪審官なりしなり。然るにエドワード一世の時頃本來の陪審官は事實に通曉せざるが爲、親しく事實を彼等に語り得る他の事實認知者に依て職責を援助せらるゝに至りき。其後幾もなく、陪審官と證人とは分離し、ヘンリイ四世の時頃、裁判事件は先づ原被兩造に聽き、而して後今日行はるゝが如く、證人は公廷に於て取調べらるゝ事となれり。結局チューードル時代に至りて、陪審官は該裁判事件に關して何等の豫備知識を有せざる人々より成るを原則とするに至れり。

（註八）Maitland's Constitutional History of England. p. 131

六

之を要するに、英邦にして建設的材幹に長けしヘンリイ二世は、英國古代の巡回裁判制度を復活して正規の司法機關たらしむると同時に、ノルマンディーより輸入したる陪審制度にアングロ・サクソン固有の裁判法を加味調和して此に一種英國特有の陪審裁判制度を確立せしめ、以て兩制度を連結して益、司法機關を完美ならしめたり。此の善美なる裁判制度に依て、英國人の民政的自由(Civil Liberty)が如何に確保せられたるかは、苟くも英國史を讀む者の歎賞措かざる所にして、此の陪審制度はヘンリイ二世の末子ジョン王の『大憲章』に依て保障せられ、更らに他方面に於て、英國人の政治的自由の進展を助けたり。現代の一憲法學者は評して曰く「此の如くして輸入せられたる陪審制度は英國司法制度の最も特殊なる一方面を呈出し、而かも疑もなく每時個人の自由の重要なる保障となりき。而して此の

制度は代表者を通じて政治を行ふ事の思想を盛ならしめたる行程の一階梯としても亦重要なり。英國會は殆ど一種課稅評價の國民的陪審官として創まりたりと謂ふを得べし」と（註九）。

尙ほ些か附言せむに、我國に於ても陪審制度を適用す可しとは、豫ねて一部法曹家の間に唱道せられ、今議會に於ても過日一議員より政府に向つて此の制度を採用するの意なきや否やを質問せしと記憶す。陪審制度が既に述べたる如く、最初歐大陸に發生せしにも拘はらず、之を移植せし英國に於てのみ惟り巧妙に適用せられて、本場なる佛蘭西其他の大陸諸國に於ては、却て何れも失敗の歷史を遺せり。此の如きは畢竟アングロ・サクソン民族が最も政治道德高く、又最も自治心に富めるが故にあらざらむや。政治道德に於て、將た又自治心に於て遙に英國に及ばざるのみならず、或は歐大陸諸國民にすら如かざる我國に於て、陪審制度を採用し、果して其の效果を擧ぐることを期待し得べきや、固より疑問たるを免れず。我國に地方自治制を布きて以來、既に三十年を超ゆと雖、人民の間に自治の精神乏しく、彼等が未だ如何に政治的に覺醒せざるかは、一般政界の進步幼稚にして、又地方自治政腐敗混濁の事件頻々たるに徵しても、之を察知するに難からず。此の如く未だ、政治道德の程度低く、自治心の幼稚なる國民の間より陪審官を推擧して果して公正の裁判を行ひ得べきや實に大なる疑問なり。是れ我が當局の此の制度を採用するに躊躇する所以なる可しと雖、苟くも立憲政治を布きて、既に一般人民に立法行政の門戶を開放したるからには、惟り司法部に限りて人民の代表者を參與せしめざるの理由ある可らず。最初より此の制度が巧に運用せらる可きことは固より期待す可らずと雖、失敗を恐れて之を行はずむば、遂に永劫施行するの機會は到らざる可し。實際上成敗の問題は措き、陪審制度を缺きたる立憲政治は竟に不徹底なる謗を免れざる可し。吾人は此の制度の可成速に採用せられむことを期望する者なり。

（註九）Masterman's History of British Constitution p. 44（完）